

港 湾 運 送 約 款

京濱港運株式会社

港湾運送約款

第1条 当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。

- 2 この約款に定めていない事項は、法令または慣習（もしくは関係船会社の海上運送約款）による。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当社が、法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約による。

第2条 当社が営業に関して通知または催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知または催告すべき事項を営業所に掲示し、かつ、日刊の神奈川新聞に公示または当社ウェブサイトに掲載してこれに代える。

- 2 前項の掲示および公示または掲載をした場合において、掲示および公示または掲載をした日から2週間を経過したときは、通知または催告すべき事項は、了知されたものとみなす。

第3条 受託貨物に対する責任は、本船または陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡または船積をした時に終わる。

- 2 当社は、取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号および価格については、その責に任じない。

第4条 委託者が船積または陸揚を委託しようとするときは、下に掲げる事項を記載した船積委託書もしくは陸揚委託書またはこれらに準ずる書類を提出するものとする。

- (1) 貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量および容積
- (2) 仕向港もしくは仕出地および到達地（国および港、積換の要あるときは積換港名）
- (3) 荷受人の氏名または商号および住所ならびに貨物到達通知先
- (4) 荷送人の氏名または商号および住所
- (5) 作製年月日、委託者の氏名または商号および住所
- (6) 運賃諸掛金支払方法、その他の条件
- (7) B/L作成枚数、その他B/Lに関する指示
- (8) その他船積または陸揚のために必要な事項および委託者の希望条項または指図

2 正当でないまたは不完全な記載から生ずることのあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し、または補充する義務を負わない。

第5条 受託貨物を受取る権原を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。

第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方または法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合のほか、当社は、特別の注意または特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。

第7条 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性または加害性があつて社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量および特質、その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、かつ、予め当社にこれを明告した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後、当社の選択に従い、競売しもしくは任意に売却し、または危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。

2 前項の明告がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損、その他の損害ならびに他の貨物、船舶、財産、または人畜に及ぼした一切の費用、罰金および責任は、故意または過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

3 当社が第1項の明告を受けて受託した貨物であつても他の貨物、船舶、財産、または人畜に危害を及ぼすようになった場合、またはそのおそれがあると認める場合は、当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。

第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、かつ、予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、毀損、その他の損害ならびに他の貨物、船舶、財産、または人畜に及ぼした一切の費用、罰金および責任は、故意または過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名および価額を明告した場合の外、当社は、いかなる損害であつても賠償の責に任じない。

第 10 条 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運輸距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし、かつ、荷札をつけまたはこれに代わる標示をしなければならない。

2 当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であっても取扱上支障がないと認め、かつ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引受けことがある。

第 11 条 当社は、必要と認めるときは、貨物の荷造を補修し、または改裝することができる。この場合によって生じた一切の費用は、委託者の負担とする。

第 12 条 貨物の委託者からの引受または委託者への引渡は、当社所定の荷捌き場において行う。

但し、委託者の求めまたは当社の必要に応じ、これを変更することがある。

第 13 条 何れの側からも書面をもって確認されない口頭、電話、電信による委託もしくはその他の通知の遵守については、当社は、これを担保しない。

第 14 条 当社は、下記の場合には港湾運送の引受を拒否することがある。

- (1) 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。
- (2) 委託者から特別の負担を求められたとき。
- (3) 当該港湾運送が法令の規定または公の秩序もしくは善良な風俗に反するとき。

第 15 条 当社は、下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。

- (1) 荷受人を確知し得ないとき。
- (2) 貨物引渡に関し争いがあるとき。
- (3) 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。
- (4) 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。

第 16 条 当社は、十分かつ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。

第 17 条 当社は、別段の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。

第 18 条 当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物または船積書類の引渡請求に応じないことがある。この場合損害を生ずることがあっても当社は、その責に任じない。

第 19 条 当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が、当社またはその使用人の故意または重大な過失によって直接に生じた場合に限る。

- 2 当社が、当社またはその使用人の故意または重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。
- 3 前項の証明が事実上または条理上不能と認められた場合は、委託者が当社またはその使用人の故意または重大な過失を証明するものとする。

第 20 条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害賠償の責に任じない。

- (1) 委託者の故意または過失
- (2) 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊、その他一切の人力で抗することのできない事故または検疫その他法律、命令、規則等の執行
- (3) 戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業所閉鎖、その他これに準ずる事由
- (4) 貨物の性質または瑕疵
- (5) 荷造の不完全、包装の破損、荷印または荷札の不備
- (6) 本船荷役用具の不備またはこれに潜在する瑕疵
- (7) 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由
- (8) 自然の消耗または貨物の性質による発火、爆発、その他他物との接触から生ずる事故
- (9) 荷役中の降雨、荒天または高波浪

第 21 条 当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは、当社は送状に記載された価額または委託者が申告した価額を限度として損害実額を賠償する。

- 2 前項の場合において損害額について争いがある場合は、公平な第三者の鑑定もしくは評価によってその額を決定する。

第 22 条 当社の責に帰すべき事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によりこれを請求するものとする。

第 23 条 当社は異議なく貨物を引き渡した後は、その貨物については、いかなる責にも任じない。

第 24 条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣に届け出た運賃および料金を收受し、收受した運賃および料金の割戻はしない。

2 前項における運賃および料金については、荷役料金、半夜荷役料金、日曜日・祝祭日荷役料金、土曜荷役料金等を含むものとする。

第 25 条 当社は、港湾運送の完了の際にその運賃および料金を申し受けるものとする。

ただし、千葉港、京浜港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港および博多港においては、運賃および料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金および港湾労働法関係付加金相当額について、委託者は、原則として一般財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。

第 26 条 第 7 条第 1 項の規定により競売または売却したときは、その代金を競売または売却に要した費用、運賃料金または立替金に充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交付し、または供託し、不足額があるときは、委託者からその不足額を申し受ける。

2 第 7 条第 1 項および第 3 項の規定により廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受ける。

第 27 条 委託者は、この港湾運送約款を承諾し、かつ、これに同意したものとする。

(附則)

この港湾運送約款は、昭和 30 年 4 月 1 日に制定し、同日から施行する。

この港湾運送約款は、平成 12 年 1 月 1 日に改正し、同日から施行する。

この港湾運送約款は、令和 6 年 1 月 3 日に改正し、同日から施行する。